



その「食品表示」適正ですか？

生鮮食品（玄米・精米）編

玄米や精米は生鮮食品に区分されますが、一般消費者向けに容器包装した場合には、品種や産年、精米時期などの表示が定められていますので、よく確認して表示しましょう。

農産物検査法による証明を受けているかや根拠資料の保管状況で表示が異なります。

- 農産物検査法による産地品種銘柄の証明を受けた場合は、都道府県名などの「産地」のほか、「品種」及び「産年」を表示できます。
 - ☑ 産地品種銘柄は年産によって異なりますので、証明を受けた内容をよく確認しましょう。
- 農産物検査法による証明を受けていなくても、「品種」、「産地」及び「産年」の根拠を示す資料を保管している場合は、都道府県名などの「産地」のほか、「品種」及び「産年」を表示できます。
- 農産物検査法による証明を受けておらず、かつ根拠を示す資料を保管していない場合は、「品種」や「産年」を表示できません。

玄米・精米の調製時期・精米時期の表示ルールが変更となります。

- 食品表示基準が改正され、精米の「精米年月日」（玄米は調製年月日）を、「精米時期」（玄米は調製時期）とし、「年月旬」または「年月日」で表示することとなります。

経過措置期間は令和4年3月末に終了していますので、「精米年月日」となっている場合は、直ちに表示の切り替え等を行ってください。

容器包装していない米は「名称」「原産地」を表示します。

- 容器包装していない場合は、他の生鮮食品と同様にポップや立札などで「名称」「原産地」を表示します。
- 「品種」や「産年」を表示する場合は、容器包装したものと同様に農産物検査法による証明を受けたものや根拠を示す資料に基づいて表示しましょう。

ポイント① 名称の表示

品質事項

- 玄米か精米かの区分により表示します。
 - ☑ 玄米は「玄米」、もち精米は「もち精米」と表示します。
 - ☑ うるち精米のうち、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が80%未満のものは「うるち精米」又は「精米」と、80%以上のものは「胚芽精米」と表示します。

ポイント② 内容量の表示

品質事項

計量法

- グラム又はキログラムで表示します。

☑通常、精米と同様に販売される、精麦などを混合したものは、次のように内容量欄で表示しましょう。

〔例〕 精麦とあわを混合した場合 内容量 500 g (精麦50 g、あわ50 g)

〔例〕 ビタミン強化米を混合した場合 内容量 500 g (ビタミン強化米5 g)

〔例〕 発芽玄米を混合した場合 内容量 500 g (発芽玄米50 g)

ポイント③ 調製時期又は精米時期の表示

品質事項

- 玄米は「調製時期」、精米は「精米時期」を表示します。調製時期（又は精米時期）は、年月旬又は年月日のいずれかを表示します。

☑容器包装した年月旬（年月日）ではありません。

☑輸入品で調製時期又は精米時期が明らかでないものは、輸入時期を年月旬又は年月日で表示します。

☑調製時期、精米時期又は輸入時期の異なるものを混合したものは、最も古い調製時期、精米時期又は輸入時期を表示します。

ポイント④ 食品関連事業者の表示

品質事項

- 表示内容に責任を有する者として、「販売者」の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示します。

- 精米工場が表示を行う場合は、「販売者」の項目名を「精米工場」とし、工場を所有する業者名及び工場名、住所並びに電話番号を表示します。

ポイント⑤ 禁止事項

品質事項

- 未検査米は、「品種」、「産地」及び「産年」の根拠を示す資料を保管していなければ、「品種や産年を表す用語」「国産（輸入したものは外国名）以外の産地名」の表示はできません。

- 「新米」の表示ができるのは次の場合です。なお、産年を表示できない未検査米は、次の場合であっても「新米」と表示できません。

☑原料玄米が生産された年の12月31日までに容器包装に入れられた玄米

☑原料玄米が生産された年の12月31日までに精白され、容器包装に入れられた精米

- 原料玄米のうち使用割合が50パーセント未満のものについて、「産地（国産品又は輸入品の別を含む）・品種・産年」を表す用語は、これら用語と同程度以上の大きさで使用割合を付していない場合は表示できません。

- 「産地（国産品又は輸入品の別を含む）・品種・産年」を表す用語を表示する場合は、当該用語のうち最も大きく表示してあるものよりも小さい大きさで、「ブレンド」や「その他産地・品種・産年が同一でない原料玄米を用いている用語」を表示することはできません。

【単一原料米の表示例】

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 青森県 はれわたり 令和7年産 農産物検査証明による（※）		
内 容 量	10 kg		
精米時期	令和7年4月1日または令和7年4月上旬		
販 売 者	株式会社長島米穀 青森市長島1-1-1 Tel 017-722-1111		

☑単一原料米の場合は、「割合」の列を省略します

（※）表示事項の根拠となる情報の確認方法は任意表示

ポイント⑥ 表示方法

品質事項

- JIS Z8305に規定する12ポイント（内容量が3 kg以下のものは8ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示します。

- 「産年」「精米時期」を様式に従って表示することが困難な場合は、様式のそれぞれの項目欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができます。

- 「〇割」の表示について見にくくなると判断される場合は、カッコの外と内の使用割合表示の列をずらす等により、見やすい表示に努めましょう。

ポイント⑦ 原料玄米の表示

品質事項

※一部の表示例を除き、名称、内容量、精米時期、販売者（精米工場）の欄を省略しています。

●原料玄米は、

① 産地、品種及び産年が同一であり、かつ、その根拠を示す資料を保管している原料玄米については、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記します。

この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を表示します。

② ①に該当しない原料玄米を用いる場合は、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種及び産年が同一でない旨を表示し、その産地及び使用割合を併記します。その場合には、国産品及び輸入品の原産国ごとに使用割合の高い順に表示します。

(表示例)

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
複数原料米				
	国内産			8割
	中国産			2割

「複数原料米」のほか、「ブレンド米」、「混合米」、「多数原料米」、「多岐原料米」、「ミックス米」、「産地ミックス米」、「品種ミックス米」等表示と内容に矛盾がなく消費者に誤認を与えない用語であれば差し支えありません。

④ また、産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合においては、その表示事項の根拠となる情報の確認方法を表示することができます。

具体的には、確認者や確認した方法について、以下の例を参考に記載してください。なお、記載に当たっては、消費者に誤認を与えない表現で表示する必要があります。

(表示例)

名 称	精米		
原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米 青森県	はれわたり	〇〇年産
内 容 量	10kg		
精米時期	令和7年4月1日または令和7年4月上旬		
販 売 者	株式会社長島米穀 青森市長島1-1-1 Tel 017-722-1111		

③ ②の場合で産地（国産品にあつては都道府県名等、輸入品にあつては一般に知られている地名）、品種又は産年を表示したい場合は、その根拠を示す資料を保管すれば、②の表示の「原産国名及び使用割合」の次に括弧を付して産地、品種又は産年を使用割合と併せて表示することができます。

なお、産地、品種及び産年の一部を表示する場合にあつては、表示する全ての原料玄米について原産国ごとに表示項目をそろえて表示してください。

(表示例)

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
複数原料米				
	アメリカ産			6割
	（〇〇州		〇〇年産	4割
	（〇〇州		〇〇年産	2割
	国内産			4割
	（青森県	はれわたり		2割
	（〇〇県	〇〇ヒカリ		2割

【全ての原料玄米について農産物検査法による証明を受けている場合】

【表示例1】 その確認方法を表示する場合①

原料玄米	産地	品種	産年
単一原料米（農産物検査証明済） 青森県 はれわたり 〇〇年産			

【表示例2】 その確認方法を表示する場合②

原料玄米	産地	品種	産年
単一原料米 青森県 はれわたり 〇〇年産 農産物検査証明による			

【一部の原料玄米について農産物検査法による証明を受けている場合Ⅰ】

○未検査米について、表示の根拠資料を保管している場合

【表示例 3】

産地、品種及び産年が同一である、

・農産物検査法による証明を受けた原料玄米と

・農産物検査法による証明を受けていない原料玄米であって根拠資料を保管している原料玄米を混合した場合で、それらの確認方法を表示する場合

原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米		
	青森県	はれわた	〇〇年産
	農産物検査証明による確認 種子の購入記録及び生産記録による確認		

農産物検査法による証明を受けた玄米と農産物検査法による証明を受けていない玄米双方の産地、品種及び産年が同一であり、双方の産地、品種及び産年の根拠を示す資料を保管していれば、「**単一原料米**」と表示します。

【一部の原料玄米について農産物検査法による証明を受けている場合Ⅱ】

○未検査米について、表示の根拠資料を保管していない場合

【表示例 4】

産地、品種又は産年が異なる、

・産地、品種及び産年の根拠資料を保管していない（又は産地、品種及び産年を表示しない）原料玄米 2 割と

・農産物検査法による証明を受けた原料玄米 8 割

を使用した場合であって、その確認方法を表示する場合

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			10割
	青森県	はれわた	〇〇年産	8割
	農産物検査証明による			

産地、品種又は産年の根拠を示す資料を保管していなければ、産地、品種及び産年が同一である原料玄米とはみなされませんので、「**単一原料米**」と表示することはできません。

【一部の原料玄米について農産物検査法による証明を受けている場合Ⅲ】

○未検査米について、表示の根拠資料を保管しているが、産地等が異なる場合

【表示例 5】

産地、品種又は産年が異なる、

・農産物検査法による証明を受けた原料玄米 6 割と

・農産物検査法による証明を受けていない原料玄米であって根拠資料を保管している原料玄米を 4 割混合した場合で、それらの確認方法を表示する場合

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			10割
	青森県	はれわた	〇〇年産	6割
	農産物検査証明による			
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産	4割
	種子の購入記録及び生産記録による確認			

【全ての原料玄米について農産物検査法による証明を受けていない場合Ⅰ】

○産地、品種及び産年について根拠資料を保管しており、その確認方法を表示する場合
【表示例 6】

原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米（〇〇ライスの自主基準による確認済） 青森県 はれわたり 〇〇年産		

※当社の自主基準では、〇〇〇〇〇〇の確認を行っています

【全ての原料玄米について農産物検査法による証明を受けていない場合Ⅱ】

○産地、品種及び産年について根拠資料を保管しており、品種の確認方法のみを表示する場合
【表示例 7】

原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米 青森県 はれわたり 〇〇年産 品種については、DNA 検査済		

※DNA 検査については、〇〇社の検査結果による

品種として表示できるのは、種苗法（平成10年法律第83号）に基づき品種登録又は品種登録出願された品種であり、かつ、根拠資料が保管されているものとなります。
なお、根拠資料が保管されていない場合は、表示することはできません。

【全ての原料玄米について農産物検査法による証明を受けていない場合Ⅲ】

○産地、品種又は産年が異なる、産地、品種及び産年について根拠資料を保管している2種類の原料玄米を5割ずつ混合した場合で、その確認方法を表示する場合
【表示例 8】

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米 国内産 10割 〔青森県 はれわたり 〇〇年産 5割〕 〔〇〇県 〇〇ヒカリ 〇〇年産 5割〕 種子の購入記録及び生産記録による確認			

【全ての原料玄米について農産物検査法による証明を受けていない場合Ⅳ】

○品種及び産年については根拠資料を保管していない又は品種及び産年を表示しない原料玄米で、産地については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）により伝達された根拠資料を保管した場合で、その確認方法を表示する場合
【表示例 9】

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米 国内産 10割 〔青森県（米トレーサビリティ法による伝達） 10割〕			

産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合、それらの表示が間違いないことの根拠を示す資料を保管する必要があります。

- 食品表示基準が改正され、令和3年7月1日から産地、品種及び産年の根拠を示す資料を保管していれば、産地等の表示ができるようになりました。
- ✓ 産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合、それらの表示が間違いないことの根拠を示す資料（行政機関等の求めに応じて表示の根拠を説明できる資料）を保管する必要があります。
- ✓ 製品に使用されている原料米穀について、原料米穀と製品の相互の関係が明らかとなる資料を保管することが必要であり、確実に当該原料米穀についてトレースができない場合は、根拠を示す資料を保管しているとはみなされませんので御注意ください。（食品表示基準Q&A玄米精米-19）

生産段階の資料

- ① 農産物検査法による証明を受けたものにあつては、農産物検査証明書（輸入品のうち、輸出国の公的機関等による証明を受けたものにあつては、輸出国の公的機関等による証明書）
又は
- ② 農産物検査法による証明を受けていないものにあつては、
ア どのような種苗を用いて生産されたかが分かる資料（種苗の購入記録等）
及び
イ 全体の作付状況等に対する品種ごとの作付状況が分かる資料（水稻共済細目書異動申告書、営農計画書、営農日誌等）



流通実態に応じた資料（生産段階の資料①又は②に加えて）

- ① 原料米穀について、産地、品種又は産年が記載されている規格書、送り状、納品書、通関証明書（輸入品の場合）等
及び
- ② 原料米穀を当該製品に使用した実績が分かるもの（調製、精米及び小分けした米についての指示書、原料受払簿、精米記録、とう精台帳、仕様書等）

一括表示欄に「消費者の選択に資する適切な表示事項」が表示できるようになりました。

- 消費者の選択に資する情報であれば、生産者や販売者が創意工夫し、付加価値として消費者に訴求したい情報を一括表示欄に記載できるようになりました。
- 具体的には、生産者名、保存方法、分つき米である旨、食味を表す分析データ、品評会等での受賞歴など、消費者が商品を選択する上で参考になる情報が考えられます。
- これらの記載に当たっては、義務表示事項と紛らわしい表示とならないようにするとともに、消費者に誤認を与えない表現で表示する必要があります。例えば、食味を表す分析データであれば、食味分析を行った機器、メーカーを明示する、品評会での受賞歴であれば、当該商品そのものの評価ではない旨を明示するなどの対応を行うことが望ましいです。
- なお、原料玄米のたんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの量等の食品表示基準別表第9に掲げられている栄養成分及び熱量を表示する場合は、食品表示基準第21条で定める表示の方法に従い表示する必要があります。（食品表示基準Q&A玄米精米-42）

Q. 産地、品種及び産年の根拠を確認した方法は必ず表示する必要がありますか。

A. 産地、品種及び産年の根拠を確認した方法の表示は、表示内容に責任を有する者が任意で表示することができる表示事項であり、義務表示ではないため、必ず表示しなければならないということではありません。

- ☑ しかしながら、産地、品種及び産年の根拠を確認した方法の表示は、消費者の自主的かつ合理的な選択に資する表示事項であることから、表示することが望ましいと考えています。

（食品表示基準Q&A玄米精米-3）

Q. 産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合の根拠を示す資料は、誰が保管する必要があるのですか。

A. 表示の根拠を示す資料の保管は、消費者に販売される製品の表示内容に責任を有する者が保管する必要があります。

- ☑ ただし、表示の根拠を示す資料の保管をしている生産者等に照会することにより、表示内容に責任を有する者の事務所等において、当該資料を速やかに確認することができる措置が取られている場合については、根拠を示す資料の一部を生産者等が保管していても問題ありません。

- ☑ なお、表示内容に責任を有する者以外の者が根拠を示す資料の一部を保管する場合にあっては、当該資料の保管場所及びその確認方法に係る資料（例えば、保管場所や確認方法を記入した受入台帳など）を表示責任者が保管する必要があります。（食品表示基準Q&A玄米精米-21）

Q. 産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合の根拠を示す資料は、どの程度の期間保管する必要があるのですか。

A. 産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合の根拠を示す資料の保管期間は、調製年月日、精米年月日又は輸入年月日から3年間となります。

- ☑ なお、米トレーサビリティー法に基づき、義務付けられている取引等の記録の保存についても、原則3年間となっています。（食品表示基準Q&A玄米精米-20）

Q. 単一原料米以外の原料玄米の産地、品種又は産年を表示する場合、いわゆる3点セットではなくその一部を表示してもいいのですか。

A. 単一原料米以外の原料玄米のうち、産地、品種又は産年の根拠資料の保管をしている場合にあっては、いわゆる3点セットではなく、根拠資料を保管している表示事項の一部について対応する使用割合と併せて表示することができます。（食品表示基準Q&A玄米精米-28）

Q. 産地、品種及び産年の全部又は一部の根拠資料の保管をしている複数の原料玄米を混合して用いた場合、混合した原料玄米の一部についてだけ産地、品種又は産年を表示してもいいのですか。

A. 産地、品種及び産年の全部又は一部の根拠資料の保管をしている複数の原料玄米を混合して用いた場合は、当該複数の原料玄米のうち一部の原料玄米のみについて表示することができます。

（食品表示基準Q&A玄米精米-29）

ポイント⑧ その他の遵守すべき事項(米トレサビリティ法)

- 食品表示法では表示義務の対象となっていない外食事業者用であっても、米トレサビリティ法により、玄米・精米・もみ・砕米であれば、産地情報の伝達が必要です。
- 米トレサビリティ法では、取引等の記録について原則3年間の保存が義務付けられています。
 - ☑対象事業者は、生産者のほか、対象となる米及び米加工品の販売・輸入・加工・製造・提供の事業を行う全ての方です。
 - ☑取引等の記録には、事業者間の移動や廃棄の記録も含まれます。
 - ☑記録事項は、品名・産地・数量・年月日・取引先名・搬入場所などです。

食品表示法の相談窓口

消費者庁 03-3507-8800（大代表）

食品表示制度の資料をホームページから入手できます。

消費者庁ホームページ「<https://www.caa.go.jp/index.html>」から **食品表示** にお進みください。

青森県内の相談窓口

●品質事項（原材料名や原産地表示など）

[部署名]	[電話番号]	[担当地域]
農林水産部 食ブランド・流通推進課	017-734-9351	県内全域
東青農林水産事務所	017-734-9961	青森市、東津軽郡
中南農林水産事務所	0172-33-2903	弘前市、黒石市、平川市、南津軽郡、中津軽郡
三八農林水産事務所	0178-27-5111 (内222)	八戸市、三戸郡
西北農林水産事務所	0173-35-2111 (内252)	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
上北農林水産事務所	0176-23-4281	十和田市、三沢市、上北郡
下北農林水産事務所	0175-22-2685	むつ市、下北郡

※各農林水産事務所の相談窓口は、農業普及振興室に設置しています。

●衛生事項（アレルギー表示や賞味期限など）・保健事項（栄養成分表示など）

[部署名]	[電話番号]	[担当地域]
青森市保健所		
生活衛生課(衛生事項)	017-765-5293	青森市
健康づくり推進課(保健事項)	017-743-6111	
八戸市保健所		
衛生課(衛生事項)	0178-38-0720	八戸市
健康づくり推進課(保健事項)	0178-38-0710	
東津軽保健所	017-739-5421	東津軽郡
中南保健所	0172-33-8521	弘前市、黒石市、平川市、南津軽郡、中津軽郡、板柳町
三戸保健所	0178-27-5111 (内283)	三戸郡、おいらせ町
西北保健所	0173-34-2108	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡(板柳町を除く)
上北保健所	0176-23-4261	十和田市、三沢市、上北郡(おいらせ町を除く)
下北保健所	0175-31-1388	むつ市、下北郡

令和7年4月発行

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課

青森県青森市長島1丁目1-1 TEL 017-734-9351 FAX 017-734-8086

メールでの表示相談はこちらまで : sanzen110ban@pref.aomori.lg.jp